

【刑事訴訟法】

【問題1】

接見交通権の意義を述べた上で、当該被疑事件の「捜査のため必要」がある場合に接見指定処分が許される理由、及び、いかなる場合に「捜査のため必要」があるといえるのかを述べなさい。

【問題2】

Xが率いるグループにVが殺害されたとされる被告事件で、そのグループに属していたWが証人として出廷し、「私もVさんを殺害する謀議の席に連なっていました。その席上Xは、①『Vは邪魔だよね。そろそろ、この世から消えてもらおうよ。』②『Vの帰宅時間・帰宅経路は既に調査済みであり、殺害に用いる拳銃も入手完了した。』等と発言していました。」

Wの法廷供述中のXの発言①をXのVへの殺意、②をXが謀議以前に殺害行為の準備を整えていた事実を証明するために用いる場合、各々に証拠能力を認め得るか述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、【問題1】、【問題2】と見出しをつけて記入しなさい。